

マージン率等の情報提供について

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、掲題の件につきまして以下のとおり情報提供いたします。

- ① 令和 8 年 4 月 1 日付け 派遣労働者数
37 名
 - ② 令和 7 年度 派遣先事業所数（実数）
5 件
 - ③ 令和 7 年度労働者派遣に関する料金の額の平均額
34,320 円 / 1 日 7.5 時間
 - ④ 令和 7 年度派遣労働者の賃金の額の平均額
26,392 円 / 1 日 7.5 時間
 - ⑤ 令和 7 年度マージン率
23.1%
-
- ⑥ 労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等
 労使協定の締結あり
 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 （ 期間を定めないで雇用される全ての派遣労働者 ）
 当該労使協定の有効期間の終期 （ 令和 9 年 3 月 20 日 ）
 - ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
 新入社員研修、フォローアップ研修、キャリアアップ研修、中堅社員研修、上級職研修、管理職研修など

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先
 相談窓口 総務部総務・人事課 03-5715-2171
 - ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項（福利厚生など）
 各種社会保険完備、残業代全額支給、時短勤務制度（小学校 6 年生まで）、出産・育児休業、
 退職金制度、住宅支援制度、資格取得報奨金制度、書籍・セミナー費用支援制度、自己啓発支援制度
 加入している関東 IT ソフトウェア健康保険組合の保養施設が利用可能。